

## 学校ウェブサイト作成等業務委託仕様書

令和5年6月12日

宇部市教育委員会

## 内容

1	本調達の背景と目的	4
1.1	背景	4
1.2	目的	4
2	調達方法及び調達方針	4
2.1	調達方法	4
2.2	調達における基本的な考え方	4
3	調達対象範囲	4
3.1	全体構成	4
3.2	設置場所	5
4	契約期間・想定スケジュール	5
4.1	契約期間	5
4.2	想定スケジュール	6
5	業務の要件	6
5.1	対処業務の範囲	6
5.2	利用者の規模及び現行システム情報	6
5.3	管理すべき指標	7
6	システムの要件	7
6.1	クラウドコンピューティング及びデータセンター環境要件	7
6.2	CMS要件	7
6.3	作業要件	7
6.4	運用・保守要件	7
6.5	セキュリティ要件	7
6.6	動作環境	7
7	役務の要件	8
7.1	受託者に求める役務	8
7.2	プロジェクト管理要件	8
7.2.1	プロジェクト計画書の策定	8
7.2.2	プロジェクト管理	8
7.2.3	実施体制	9
7.3	システム設計構築	9
7.3.1	システム設計構築	9
7.4	各学校におけるウェブサイト構築支援業務	9
7.5	運用・保守	10

8	納品成果物及び納入場所.....	10
8.1	納品成果物.....	10
8.2	納品形態及び部数.....	11
8.3	納入場所.....	11
9	事業者を求める要件.....	11
10	その他留意事項.....	11
10.1	再委託.....	11
10.2	瑕疵担保責任.....	12
10.3	著作権.....	12
10.4	紛争等.....	12
10.5	情報漏えい.....	12
10.6	損害賠償.....	12
10.7	疑義事項.....	12
10.8	その他の追加提案.....	12
10.9	支払方法.....	12
11	別添資料.....	12

## 1 本調達の背景と目的

### 1.1 背景

宇部市立小・中学校において、ウェブサイトは構築から10年以上が経過し、更新に時間がかかるようになっている。更新時には教育ネットワークからのアクセスによる更新のみができるシステムとなっている。インターネットを利用して直接接続できる学校ウェブサイトシステムを構築する。

### 1.2 目的

- (1) 教職員が更新しやすい学校ウェブサイトの実現
  - ・ 市内学校で同一のテンプレートを用いることで、教職員が異動しても異動先で混乱することなく、学校ウェブサイトの更新ができる。
- (2) 宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)準拠による適切なセキュリティの実現
  - ・ 宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)に準拠し、最新の文部科学省教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)(別紙2)を参照したセキュリティ対策を施し、ウェブサイトの改ざん等サイバーセキュリティ事故を防ぐ。
  - ・ 宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)「第2章情報資産の管理1 情報資産の分類」の分類表において重要度3に区分される情報のみで学校ウェブサイトを構成し、セキュリティ被害を最小化させる。

## 2 調達方法及び調達方針

### 2.1 調達方法

公募型プロポーザル方式による選定とし受託候補者を決定する。

提案力、技術力、遂行力、実績、費用等を総合的に審査して最も優れた受託候補者を選定して優先交渉権を決定する。

### 2.2 調達における基本的な考え方

本仕様書「3.1全体構成」を参照すること。

## 3 調達対象範囲

### 3.1 全体構成

学校ウェブサイトシステムの全体構成イメージを「図1全体構成」に示す。

システム構築に係る調達範囲は、本システムの利用にあたって必要となるハードウェア、ソフトウェアとし、利用者がシステムに接続するためのネットワークは含まない。

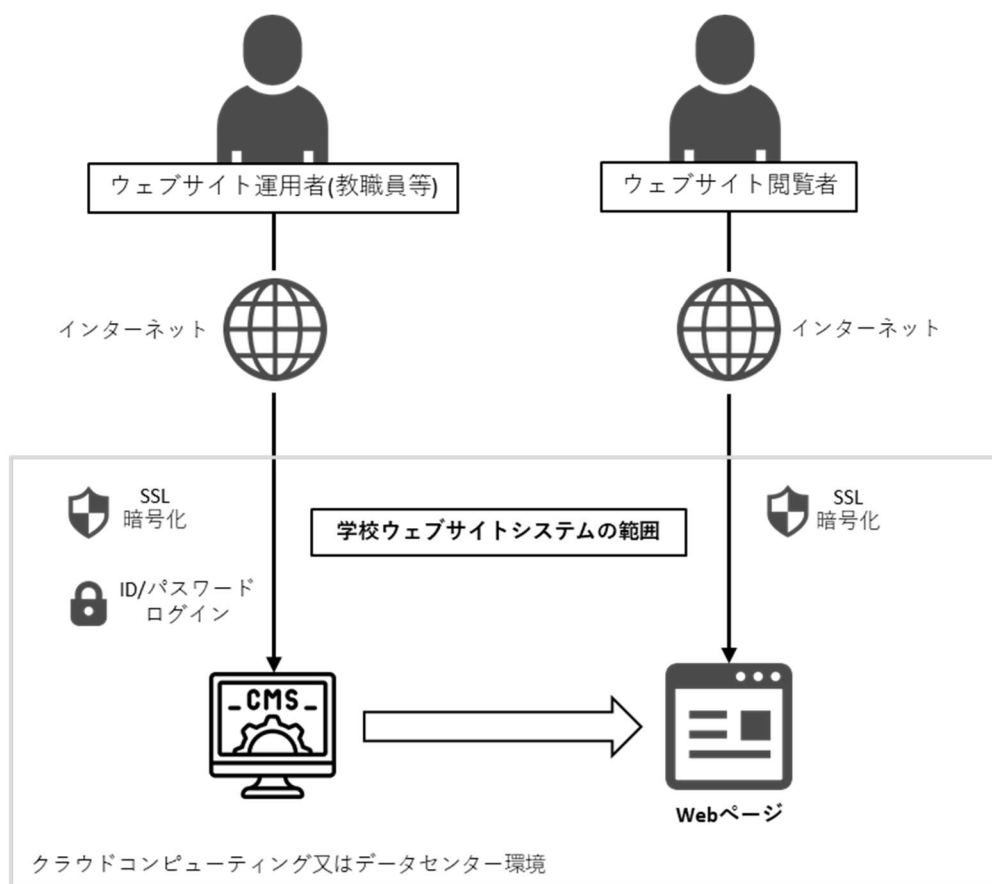


図1 全体構成

### 3.2 設置場所

学校インターネットシステムを構成するサーバは、情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格 (IS027001) を取得しているクラウドコンピューティング及びデータセンター環境 (ホスティングサービス等) において提供されること。

## 4 契約期間・想定スケジュール

### 4.1 契約期間

- (1) 契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとすること。
- (2) 稼働開始日 (仮) を令和6年3月31日とし、それまでにサービス設計・構築、初期データの登録、各学校におけるウェブサイト構築支援業務等を実施するものとする。

表 1 契約期間

期間	内容
契約日～令和6年3月31日	構築業務 (サービス設計・構築、初期データ登録、運用テスト、仮稼働、操作研修等)

## 4.2 想定スケジュール

スケジュールは下記のように想定しているが、円滑にサービスの運用を開始できるように配慮し、全工程を通じて無理のないスケジュール及び体制を提案すること。

令和5年9月初旬 キックオフ

令和5年9月～令和6年1月 学校ウェブサイトシステム設計・構築

令和6年2月初旬～令和6年2月下旬 運用テストや操作研修

令和6年3月 DNS切替 本稼働開始及び保守対応

令和6年3月31日 検収

令和6年4月1日 次年度保守契約締結 保守対応

表2 スケジュール

スケジュール 2023年度											2024 年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
マイルストーン				○キックオフ						○DNS切替	
公募		▶									
設計・構築				▶							
運用テスト 操作研修									▶		
本番稼働										▶	▶
保守対応										▶	▶

## 5 業務の要件

### 5.1 対象業務の範囲

- (1) 学校ウェブサイトシステム構築業務
- (2) 各学校におけるウェブサイト構築支援業務

### 5.2 利用者の規模及び現行システム情報

学校ウェブサイトシステムを利用する利用者の範囲を「表3 学校ウェブサイトシステムの利用者の規模及び現行システム情報」に示す。

表3 学校ウェブサイトシステムの利用者及び現行システム情報

学校他拠点数等	38拠点（小学校24拠点、中学校13拠点（事務共同実施分含む）、教育委員会1拠点）
閲覧件数目安	1日約10,000件
全体のデータ容量	約10GB
現在公開されているページ数	約9,000ページ ※本構築運用業務で移行対象のページ数は日付が新しい約4,500ページとする。

### 5.3 管理すべき指標

- (1) 学校ウェブサイトシステムは、Movable Type を用いたCMSによるウェブサイトとすること。  
 ※ Movable Type 以外のCMSで提案する場合は、そのCMSの優位性に加えて、Movable Type より導入時のハードルが低く、利用者である教員が Movable Type を継続利用するのと同程度の難易度で操作できるものを明示すること。

## 6 システムの要件

### 6.1 クラウドコンピューティング及びデータセンター環境（ホスティングサービス等）要件

- (1) 機能要件(別紙3)及び宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)に準拠すること。

### 6.2 CMS要件

- (1) 機能要件(別紙3)及び宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)に準拠すること。

### 6.3 作業要件

- (1) 機能要件(別紙3)及び宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)に準拠すること。

### 6.4 運用・保守要件

- (1) 機能要件(別紙3)及び宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)に準拠すること。

### 6.5 セキュリティ要件

- (1) 機能要件(別紙3)及び宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)に準拠すること。

### 6.6 動作環境

学校ウェブサイトシステムは、以下に示す端末を用いてアクセスできること。

- (1) 教職員が使用するパソコン・タブレットは、次のとおりとする。
- ・ 端末の OS は Windows10 以上の OS、Microsoft Edge最新版を搭載の Windows 端末とすること。
- (2) ウェブサイト閲覧者が使用するパソコン・スマートフォンは、次のとおりとする。
- ・ 端末の OS は Windows、MacOS X、iOS、iPadOS、Android とし、導入時点でサポートされて

いるバージョンを対象とすること。

- ・ ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari とし、導入時点でサポートされているバージョンを対象とすること。

## 7 役務の要件

### 7.1 受託者に求める役務

受託者は、以下の業務を実施すること。

- (1) プロジェクト管理
- (2) システム設計・構築
- (3) 各学校におけるウェブサイト構築支援

### 7.2 プロジェクト管理要件

#### 7.2.1 プロジェクト計画書の策定

受託者は、本仕様書に基づき、本システムの構築における具体的な体制、スケジュール、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ「プロジェクト計画」を作成すること。

#### 7.2.2 プロジェクト管理

表 4 プロジェクト管理

管理項目	管理内容
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理等を実施すること。</li><li>・受託者は、実施スケジュールと状況の差を把握し、進捗の自己評価を実施し、定例報告会において宇部市教育委員会に報告すること。</li><li>・進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。</li></ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。</li><li>・受託者は、品質基準と状況の差を把握し、品質の自己評価を実施し、各工程完了報告において宇部市教育委員会に報告すること。なお、品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。</li></ul>
課題・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト計画時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。</li></ul>
変更管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受託者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、宇部市教育委員会と協議のうえ、対応方針を確定すること。</li></ul>

受託者は、会議体として、「定例報告会」及び「個別検討会」を設置することとし、必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、会議内容を書面で宇部市教育委員会へ報告し、その了承を得ることとする。なお、規定した以外の会議が必要な場合は必要に応じて「臨時会議」を開催すること。



表 5 会議体一覧

会議体	実施内容
定例報告会	<p><b>【目的】</b> プロジェクト計画策定時に定義したプロジェクト管理方法に基づくプロジェクト管理を実施すること。 各種工程の完了報告を実施すること。</p> <p><b>【参加者】</b> 宇部市教育委員会、宇部市教育委員会が指定する者、受託者（「プロジェクトマネージャー」又は「プロジェクトリーダー」のどちらかは必ず参加すること）</p> <p><b>【開催サイクル】</b> 定期的を開催することとし、詳細は宇部市教育委員会と協議のうえ、決定すること。 本システムの構築の定例報告会は月1回程度と想定するが、必要に応じて適宜開催すること。</p> <p><b>【報告書類】</b> 課題管理表、変更管理表、スケジュール、その他必要と思われる報告資料等</p>
個別検討会	<p><b>【目的】</b> 本サービスの仕様の明確化や確認等を行うための協議会を定期的を開催すること。 「個別検討会」の開催頻度及び参加者は、受託者において提案し、受託後、協議のうえ別途決定すること。</p>

### 7.2.3 実施体制

- (1) 受託者は、構築するサービスの品質が守られ、スケジュール管理ができるよう十分な体制を整備すること。
- (2) 受託者は、本業務に取り組む体制を明らかにし、各担当者の本業務に関連したプロジェクトの実績及び所有資格を示すこと。
- (3) 受託者は、本事業全体を統括し、宇部市教育委員会との調整を行う「プロジェクトマネージャー」を指名し、宇部市教育委員会の承認を得ること。
- (4) 宇部市教育委員会の担当者との常時打合せを可能とするため、宇部市教育委員会の指定する場所に、「プロジェクトマネージャー」及び「プロジェクトリーダー」等必要な人数を参加させること。

## 7.3 システム設計構築

### 7.3.1 システム設計構築

- (1) 受託者は、本仕様書に基づいて、本業務の設計を行うこと。
- (2) 本業務の開発に必要な環境は受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、本業務の導入のために必要となるための各種テスト及び構築作業を行うこと。
- (4) 本業務の引き渡しにあたっては、業務を構成するすべてのソフトウェア設定を完了し、本番稼働できる状態としておくこと。

## 7.4 各学校におけるホームページ構築支援業務

- (1) 受託者は、以下を目的とし、各学校のウェブサイト構築支援業務を実施すること。

- (ア) 学校現場がテキスト文章と画像を用いた簡易な学校ウェブサイトの内容更新を効率的に短時間でできること。
  - (イ) 市内全学校で同一のテンプレートを用いることで、教職員が異動しても移動先で混乱することなく、学校ウェブサイトの更新ができること。
  - (ウ) 全学校を統括する宇部市教育委員会及び各学校が、ウェブサイトシステム管理画面を操作できること。
- (2) 受託者は、具体的な各学校におけるウェブサイト構築支援業務の内容、回数、時期等について提案すること。
  - (3) 当該業務で研修テキストを利用する場合、受託者が作成すること。宇部市教育委員会が独自に利用者向け研修を行うことができるように改変可能なデジタルデータで提供すること。

表 6 各学校におけるウェブサイト構築支援業務一覧

項目	研修内容
運用操作指導	回数：2回 実施時期：令和6年1月末以降

## 7.5 運用・保守

- (1) 受託者は、サービスを安定稼働させるために必要な運用保守作業及び機器保守作業を行うこと。運用・保守に係る要件については、本紙を踏まえ、本サービス契約締結時に宇部市教育委員会と調整の上決定すること。
- (2) 運用開始後の運用、保守業務は、以下の範囲とすること。
  - ア. 学校ウェブサイトサーバの運用
  - イ. 各種ソフトウェアのバージョン管理
  - ウ. セキュリティ対策の維持管理
  - エ. トラブル時などの復旧
  - オ. 不正アクセスの監視及び防止対策
  - カ. アクセスログの保存

## 8 納品成果物及び納入場所

### 8.1 納品成果物

- (1) 受託者は、本業務の成果物について、以下に示す。スケジュールは当該一覧の「納入場所」を目安とし、原則次工程着前に現工程の成果物について作成を行い、承認をえるものとする。また、納入後1年間は、媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受託者の責任において成果物の複製物を保管すること。

表 7 納品成果物一覧

工程	作成ドキュメント	内容	納品時期
プロジェクト計画	プロジェクト計画	開発プロジェクトを運営するための計画書	契約締結後 1 か月以内

設計・構築	CMS設定仕様書	基本設定内容をまとめたもの	受託者がプロジェクト計画時に策定
各学校におけるウェブサイト構築支援業務	CMS運用操作説明書 ※管理者用、編集者用に分けること	学校ウェブサイトのコンテンツに関する こと、学校ウェブサイトの更新作業に関する ことをまとめたもの	納品時
運用・保守	緊急(障害発生時)対応マニュアル	障害時の連絡体制・対応フロー等を明示した もの	受託者がプロジェクト計画時に策定
その他	打合せ議事録	開発プロジェクトを運営するための各種 書類	定例報告会時
	課題管理表	プロジェクトの課題、問い合わせ対応 等をまとめたもの	2週間に1回の提出(定例報告会分を含む)
	変更管理表	システム、スケジュール等の変更をまと めたもの	2週間に1回の提出(定例報告会分を含む)
	作業スケジュール	作業予定及び進捗確認等をまとめたもの	2週間に1回の提出(定例報告会分を含む)
	Webサイトデータ一式	使用しているデータをメディアに保存した もの	納品時
	業務完了報告書		納品時

- (2) なお、保守・運用に係る設計においては、保守・運用に係る各種手順書のマニュアル等を作成すること。本件受託者自身が運用・保守を実施することに加え、運用保守の一次対応については、受託者以外の事業者によって実施することも想定し、運用保守の品質を担保できるように作業についてはすべて手順化すること。

## 8.2 納品形態及び部数

書面及び電子でそれぞれ 1 部納入すること。

なお、電子データ提出時には、宇部市教育委員会が指定する納品書を合わせて提出するものとする。

## 8.3 納入場所

宇部市教育委員会が指定する場所とする。

## 9 事業者を求める要件

本業務を円滑かつ確実に実施するために、受託者は下記の条件を満たすものとする。

- (1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

データセンター(レンタルサーバを含む)環境は、情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格 [ISO27001] を取得していること。

## 10 その他留意事項

### 10.1 再委託

受託者は、本業務を第三者（以下「再委託者」という。）に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ宇部市教育委員会に提示し、承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。なお、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託者に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

### 10.2 瑕疵担保責任

委託業務終了後1年間は、瑕疵担保期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受託者にて無償で修補すること。

### 10.3 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、原則として、宇部市教育委員会に帰属するものとする。ただし、パッケージ製品に関するもののほか、作成したデザインで使用している元データは除く。

本業務委託契約終了後、この契約の対象となる成果物など全ての著作権については、宇部市教育委員会に帰属する。

### 10.4 紛争等

本仕様書にもとづく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が宇部市教育委員会の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

この場合、宇部市教育委員会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

### 10.5 情報漏えい

受託者は、本業務の遂行にあたり、「宇部市立小・中学校情報セキュリティ対策基準（別紙1）」を遵守し、業務上知りえた情報の取扱いに厳重に注意し、第三者に漏えいしないように万全の防止策を取ること。

### 10.6 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由により、宇部市教育委員会又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

### 10.7 疑義事項

本仕様書において明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、宇部市教育委員会と協議のうえ、決定すること。

### 10.8 その他の追加提案

本仕様書が定めるサービス仕様は、現在宇部市教育委員会が最低限必要と考えているものである。また、受託者の専門的な立場から、他教育委員会の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内（実施要領2業務概要（6）参照）で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

### 10.9 支払方法

本受託業務に係る具体的な支払いは受託決定後に協議のうえ決定する。

## 11 別添資料

- ・宇部市教育情報セキュリティ対策基準(別紙1)
- ・文部科学省教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)(別紙2)
- ・機能要件(別紙3)